

# 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。  
平成 24 年 9 月 10 日

支出負担行為担当官  
中部地方整備局長 足立 敏之

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 23

○第 1 号

## 1 工事概要

- (1) 品目分類番号 41
- (2) 工 事 名 平成 24 年度 302 号鳴海共同溝工事（電子入札対象案件）
- (3) 工事場所 愛知県名古屋市長久区島田～緑区大高町
- (4) 工事内容 工事延長 L=6,600m、  
密閉型シールド工 1 式 (3,665m)  
No.3 換気シャフト 1 箇所、No.4 換気シャフト 1 箇所
- (5) 工 期 契約締結日の翌日から平成 28 年 2 月 26 日まで
- (6) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (7) 本工事は、特定建設工事共同企業体の資格の認定を受けている者（特定 J V）と、一般競争参加資格の認定を受けている者（単体企業）が競争参加することができる、いわゆる「混合入札」の方法によるものである。
- (8) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（高度技術提案型（Ⅲ型））の工事である。
- (9) 本工事は、入札に先立ち、技術提案を行った者に対し、その審査において発注者と競争参加者の技術対話を通じて技術提案についての改善を求め、改善の提案を受け付けることができる工事である。
- (10) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の対象工事である。
- (11) 本工事は、発注者が、応札者の歩掛見積書の提出を求め、ヒアリングを通じて歩掛見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認できた歩掛見積書を予定価格に反映させる試行工事である。
- (12) 本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (13) 本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。

なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」（<http://www.cbr.mlit.go.jp/architecture/kensetsugijutsu/soukakeiyaku/index.htm>参照）に基づき行うものとする。

また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から 14 日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。

## 2 競争参加資格

次の(1)から(11)までに掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成 24 年 9 月 10 日付け中部地方整備局長）に示すところにより、中部地方整備局から平成 24 年度 302 号鳴海共同溝工事に係る特定建設工事共同企業体として競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者又は、次の(1)から(11)までに掲げる条件をすべて満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における「一般土木工事に係る」一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けている

- こと。)
- (3) 中部地方整備局(港湾空港関係を除く。)における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項(共通事項)について算出した点数(経営事項評価(共通)点数)が、1,200点以上であること(上記(2)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。)
  - (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
  - (5) 単体有資格業者又は特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、平成9年度以降に元請けとして、次の(ア)から(ウ)に掲げる基準をすべて満たす工事を施工した実績を有すること。なお、(ア)から(ウ)は同一工事であること(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る(乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない)。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。  
 経常建設共同企業体にあつては、いずれかの構成員が、平成9年度以降に元請けとして下記に示す同種の工事を施工した実績を有すること。
    - (ア) 密閉型シールド工法(推進工法除く。)の工事
    - (イ) 施工延長が2,600m以上の密閉型シールド工法(推進工法除く。)の工事
    - (ウ) 仕上り内径が4.0m以上の密閉型シールド工法(推進工法除く。)の工事
  - (6) 下記3(2)①(イ)に示す評価項目に対し提出された技術提案(以下「技術提案書」という)が発注者の設定している標準案(入札説明書参照)(以下「標準案」という)と同等以上であること。
  - (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
    - ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。  
 なお、主任技術者の場合は、下記に示す資格を有する者でなければならない。  
 ・「建設業法第7条2号イ、ロ又はハ」に示す資格を有する者。(建設業法施行規則第7条の三及び国交省告示1424号(平成17年12月16日)参照)
    - ② 上記(5)に掲げる工事の経験を有する者であること。なお、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
    - ③ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
  - (8) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)、競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)及び技術提案書(以下「技術提案書等」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)に基づく指名停止を受けていないこと。
  - (9) 上記1(2)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
  - (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)
  - (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 総合評価落札方式に関する事項

- (1) 総合評価落札方式の仕組み  
 本工事の総合評価落札方式は以下の方法により落札者を決定する方式とする。
  - ① 当該工事について、入札説明書に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を付与する。
  - ② 下記(2)①(イ)の技術提案により最大50点の加算点を与える。
  - ③ 下記(2)の評価項目について、入札説明書で定めるところにより施工体制評価点を最大30点与える。
  - ④ 得られた標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値(以下「評価値」という。)を用いて落札者を決定する。  
 その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。
- (2) 施工体制評価点及び加算点評価項目
  - ① 評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。
    - (ア) 施工体制(品質確保の実効性・施工体制確保の確実性)
    - (イ) 性能等の評価に関する事項
      - (i) 工事目的物の性能・機能(耐久性)の技術提案に関する事項
        - ・ 「共同溝施設(シールドトンネル部及び立坑接続部)の漏水に関する品質向上対策」について
      - (ii) 社会的要請(環境の維持)の技術提案に関する事項

- ・ 「地下鉄桜通線との近接施工に伴う影響低減対策」について
- ※ (ア) の項目で最大 30 点、(イ) (i) の項目で最大 30 点、(イ) (ii) の項目で最大 20 点の加算点とする。

(3) 落札者の決定

入札参加者は価格をもって入札する。標準点に施工体制評価点及び加算点を加えた点数をその入札価格で除して評価値（評価値＝{(標準点＋施工体制評価点＋加算点) / (入札価格)}）を算出する。なお、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の制限範囲内であること。
  - ② 提案が最低限の要求要件（標準案）と同等程度の内容を含みそれ以上であること。
  - ③ 評価値が標準点（100 点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。
- なお、標準点、施工体制評価点及び加算点の詳細事項については、入札説明書に記載する。

#### 4 入札手続等

(1) 担当部局

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号（名古屋合同庁舎第 2 号館）  
 中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係  
 電話 052-953-8138（直通）

(2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札参加希望者には、「電子入札システム」又は国土交通省中部地方整備局ホームページ（以下「HP」という。）に掲載した入札説明書をダウンロードすることにより入札説明書を交付する。

HPアドレス：<http://www.cbr.mlit.go.jp>

「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「工事」－「入札公告、揭示文、入札説明書、技術資料作成要領」

入札説明書の交付期間：別表 1. ①のとおり

なお、技術提案書作成についての参考資料や入札の見積りに必要な別冊図面及び仕様書等は、「電子入札システム」により交付する。但し、やむを得ない事情で「電子入札システム」による交付を受けることができない場合は、4(1)の担当部局まで連絡し、指示に従うこと。

図面、仕様書等の交付期間：別表 1. ②のとおり

(3) 技術提案書等の提出期間、場所及び方法

入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムを用いて提出すること。ただし、紙入札方式の場合は「持参」又は「郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）」すること。

以下、「郵送等」については、期日までに送付（必着）すること。

電子入札システムによる受付期間：別表 1. ③のとおり

技術提案書等のファイル容量が、3MB を超える場合の提出方法等については、入札説明書による。

紙入札方式の場合の受付期間：上記電子入札システムによる受付期間と同じ

受付場所：

〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号 名古屋合同庁舎第 2 号館  
 中部地方整備局 総務部 契約課 契約第一係  
 電話 052-953-8138（直通）

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札の場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し持参又は郵送等すること。

① 電子入札システムによる入札の受付期間は、別表 1. ④のとおり

② 持参又は郵送等による入札の場合は、上記①の受付期間までに中部地方整備局総務部契約課へ持参又は送付すること。

③ 開札は、中部地方整備局総務部契約課にて別表 1. ⑤に示す期日において行う。

(5) 関連資料の貸与

入札参加希望者は、技術提案書等の作成にあたって 1 に示す工事に関する以下の関連資料の貸与を受けることができる。

- ・ 上記 1 に示す工事に係る詳細設計業務における成果品 1 式
- ・ その他関連資料

関連資料の貸与に係る詳細は入札説明書による。

(6) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

① 受付期間：別表 1. ⑥のとおり

② 提出場所：〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目 5 番 1 号 名古屋合同庁舎第二号館

- ③ 提出方法：持参又は郵送等により提出すること。

## 5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行名古屋支店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 中部地方整備局)又は銀行等の保証(取扱官庁 中部地方整備局)をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。
  - ② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行名古屋支店)。ただし、利付国債の提供(取扱官庁 中部地方整備局)又は金融機関若しくは保証事業会社の保証(取扱官庁 中部地方整備局)をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 入札の無効
  - ・本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
  - ・入札参加者は、技術対話後に改善を行い再提出した技術提案及び価格により入札するもとし、入札時における技術提案の更なる修正・改善は認めないものとする。なお、技術提案と併せて提出された数量や必要に応じて求めた単価表等に基づき積算した価格が入札時の内訳と異なる場合は、その理由の説明を求め、物価変動等特別な理由がない限り当該技術提案を認めず、入札を無効とする。
- (4) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記 3(3)により決定するものとする。なお、具体的には入札説明書による。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とするところがある。
- (5) 契約後VEの提案

契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。3(2)①(イ)の評価項目に関する内容は対象としない。
- (6) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、資料の差し替えは認められない。
- (7) 調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、監理技術者とは別に監理技術者同一の資格(工事経験を除く。)を満たす技術者の配置を求めることがある(入札説明書参照)。
- (8) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (9) 契約書作成の要否 要。
- (10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (11) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4(1)と同じ。
- (12) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 4(3)により技術提案書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (13) 施工体制確認のヒアリング

入札書(施工体制の確認に係る部分に限る。)の内容に対し、原則として施工体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある(入札説明書参照)。

なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者のうち、技術提案書、入札書、工事費内訳書及び工事施工内容確認資料の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認が出来る

- と認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。
- (14) 技術提案書等に対する留意事項  
競争参加資格の審査において、技術提案書等の提出がない場合又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など技術提案書等の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。
- (15) 技術提案に対応した見積書の作成  
発注者が求める技術提案に関する部分について、入札説明書 7. (5)により技術提案に対応した見積書を作成し提出すること。
- (16) 申請書、資料、技術提案書及び見積書の作成に係る説明会は実施しない。
- (17) 申請書、資料、技術提案書及び見積書のヒアリングを実施する。
- (18) 技術提案に基づく技術提案書の採否  
技術提案に基づく技術提案書の採否については、競争参加資格確認の通知に併せて通知する。
- (19) 本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は、入札説明書による。
- (20) 詳細は、入札説明書による。

別表 1 本入札手続きに係る期間等

①	入札説明書の交付期間	平成24年9月10日から平成25年2月5日まで
②	図面、仕様書等の交付期間	平成24年9月10日から平成25年2月5日まで (土曜日、日曜日及び祝日並びに年末年始(平成24年12月29日から平成25年1月6日まで) (以下、「休日」という。)を除く。)
③	技術提案書等の受付期間	平成24年9月11日から平成24年10月19日までの休日を除く毎日、10時から16時まで
④	入札の受付期間	平成25年2月4日10時00分から平成25年2月5日12時00分まで (休日を除く。)
⑤	開札日時	平成25年2月7日10時00分
⑥	入札保証金の納付等の受付期間	平成24年12月28日から平成25年2月5日までの休日を除く毎日、10時から16時まで [利付国債の提供の場合は平成25年1月24日まで]

## 6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Toshiyuki Adachi Director General of Chubu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
- (2) Classification of the services to be procured : 41
- (3) Subject matter of the contract : Construction work of the Narumi Utility Tunnel, Route 302 High-way
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4:00 P.M. 19 October 2012
- (5) The period of time for the submission of tenders by electronic bidding system : From 10:00 A.M. 4 February 2013 to 12:00 (noon) 5 February 2013 (tenders brought with From 10:00 A.M. 4 February 2013 to 12:00 (noon) 5 February 2013 or tenders submitted by mail From 10:00 A.M. 4 February 2013 to 12:00 (noon) 5 February 2013)
- (6) Contact point for tender documentation : The first Contract Section Contract Division General Affairs Department, Chubu Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2-5-1, Sannomaru, Naka-Ward, Nagoya-City, Aichi-Prefecture 460-8514, Tel 052-953-8138 ex. 2526